

「令和 8 年度 椎葉村後期地区計画策定支援業務」プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和 8 年度 椎葉村後期地区計画策定支援業務
- (2) 業務の目的
椎葉村は、令和 4 年度より 10 年間を計画期間とする「第 6 次椎葉村長期総合計画」を策定し、総合的かつ計画的な村づくりを実施してきた。地区計画についても長期総合計画と同じく各地域で持続可能な地域づくりを目指し実施してきた。地区計画は、令和 8 年度をもって計画期間の満了を迎えるため、本業務は令和 9 年度以降の長期的・計画的な視野に立った持続可能な地域づくりの指針となる「地区計画」策定を目的とする。
- (3) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間
契約の日から令和 9 年 3 月 15 日まで
- (5) 提案上限金額 5, 4 1 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 企業、NPO 法人、その他の法人、または共同企業体（本事業を実施するため、複数の事業者等で構成された団体）であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (4) 椎葉村業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、椎葉村業務委託契約等に係る参加資格者名簿に登録されている者であること。
（企画提案書と同時に申請を行う事も可）

3 企画提案に係る提出書類

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 企画提案書 12部（任意様式）※30ページ以内

企画提案書は30頁以内で次の内容を含むこととし、目次を設けること。

- ①表紙には、タイトル及び提案社名を記載すること。
- ②企画提案における貴社の基本的な考え方、方針、重点事項、特長等
- ③企画提案における具体的な業務内容と方法
- ④業務実施体制（業務責任者・担当者等の体制・役割、経歴・経験年数等）
- ⑤業務工程表
- ⑥貴社が実施した類似事業実績

(3) 見積書 1部

経費の明細を算出し、その金額を記載する事。消費税を差し引いた金額で見積もり、消費税相当額込みの金額もかっこ書きで併記すること。

(4) その他留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、成果品を発注者に引き渡したときに、発注者に移転する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。

ウ 企画提案書は1者につき1案とする。

4 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

提出先への持参または簡易書留郵便による郵送とする。

(2) 提出期限

参加表明書：令和8年4月27日（月）

企画提案書・見積書：令和8年5月11日（月）

5 提出先・お問い合わせ先

〒883-1601

宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良 1762 番地 1

椎葉村役場地域振興課 企画グループ

電話：0982-67-3203

FAX：0982-67-2825

電子メール：shiiba-tatsuya@vill.shiiba.miyazaki.jp

6 質問の受付

- (1) この実施要領について質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、令和 8 年 4 月 20 日（月）までに 5 の提出先・お問い合わせ先に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- (2) 質問者には文書（HP 公開）で回答する。

7 選考

- (1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、「令和 8 年度 椎葉村後期地区計画策定支援業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、企画内容、費用等の審査項目について、「評価基準」（別表 1）に基づき、各審査員が個別に採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
なお、採点合計が同点の場合は、提案金額が安価な者を選定する。
さらに提案金額が同額の場合には、委員長が決定する。
- (3) 選定委員会には、審査員を置き、次の通りとする。
 - ・審査員 副村長ほか 10 名
- (4) 選定委員会では、企画提案書にて審査を行うものとする。企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (5) 選考委員会は、令和 8 年 5 月 18 日（月）に以下の通り、実施する。
受付：10 時 00 分～10 時 15 分 抽選：10 時 20 分～ 開催：10 時 30 分～
開催場所：椎葉村役場 3 階 大会議室 受付および控室：3 階中会議室
1 者あたり プレゼンテーション 20 分 選考委員会からの質疑 10 分
プレゼンテーションの順番は当日の抽選とする。
プレゼンテーションの参加人数は 1 者あたり 3 名以内とする。
プロジェクターはこちらで準備したものを使用。
指定時間に遅れた場合には参加を認めない。
- (6) 評価基準等
別表 1 「評価基準」のとおり

8 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

10 契約の締結

選定委員会による審査の結果、8により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調の時は、8により順位付けされた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

11 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は下記の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

(1) 企画提案募集開始	4月15日(水)
(2) 質問書提出期限	4月20日(月)
(3) 質問書に対する回答	4月22日(水)
(4) 参加表明書提出期限	4月27日(月)
(3) 企画提案書等の提出期限	5月11日(月)
(4) 選定委員会の開催	5月18日(月)
(5) 審査結果の通知	5月18日以降
(6) 契約締結	6月1日(月)